



省エネルギー設備等導入の補助金申請を受付

市では地球温暖化対策の一環として、新たに省エネルギー設備等を設置する方に補助金を交付します。

◎太陽光発電システム

対象システム ①低圧系統と逆潮流有りで連携する発電システム(余剰電力を電力会社に販売するもの)で、住宅(店舗併用住宅を含む)の上屋などに設置すること②太陽電池の公称最大出力が10キロワット未満のもの③既存住宅(住宅の建築工事が完了済み)に設置すること④エネルギー管理システム(HEMS…家庭での電力使用量などを自動で実測し、機器の電力使用量などを調整する自動制御機能を有する設備)または蓄電池を設置すること⑤未使用のもの(中古品は対象外)

補助金額 太陽光発電モジュール1キロワットあたり2万円で、最大4.5キロワット(9万円)まで※市内事業者と契約した場合は1万円上乘せ

◎燃料電池システム(エネファーム)

対象システム 国の導入支援事業補助金の対象機器で、未使用のもの(中古品は対象外) **補助金額** 1件5万円

◎定置用リチウムイオン蓄電システム

対象システム 国の導入支援事業補助金の対象機器で、未使用のもの(中古品は対象外) **補助金額** 1件10万円

◎太陽熱利用システム

対象システム ①(-財)ベターリビングにより優良住宅商品(BL部品)として認定を受けたもの②強制循環式であること(自然循環式は対象外)③未使用のもの(中古品は対象外) **補助金額** 1件5万円

◎断熱窓

対象システム ①既存の窓を断熱性能が高い窓へ改修すること②既存住宅(住宅の建築工事が完了済み)の居室(居間・寝室・子ども部屋など)に設置すること③1居室単位で、外気に接する全ての窓を断熱化すること④他の改修工事と同時施工の場合、窓の改修に係る費用のみの見積書を提出できること⑤国の導入支援事業補助金の対象機器であること⑥未使用のもの(中古品は対象外)

補助金額 補助対象経費の4分の1の額(上限8万円)

〈共通〉

対象 自ら所有する市内の住宅に、対象となる設備を新しく設置する方で、令和3年3月19日(金)までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方。

※必ず設置工事の着工前に申請してください。工事中の方、既に設置した方は対象外です。住宅新築中の場合でも、住宅用省エネルギー設備等設置工事の着工前であれば補助の対象です(太陽光発電システムと断熱窓は住宅の建築工事と同時に施工する場合は対象外)。

受付期間 令和3年2月26日(金)まで

☎・☎ 手賀沼課 ☎7185-1484



木造住宅の耐震診断・耐震改修工事費用を助成

助成申請は必ず耐震診断前、耐震改修工事の契約・工事前に行ってください。補助金額など詳しくはお問い合わせください。

対象 昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅・分譲マンション

◎木造住宅耐震診断助成

受付期間 5月7日(木)～12月25日(金) **助成棟数** 先着10棟

◎木造住宅耐震改修工事助成

受付期間 5月7日(木)～11月30日(月) **助成棟数** 先着5棟

◎マンション耐震診断助成

受付期間 5月7日(木)～9月30日(水) **助成棟数** 先着1棟

☎ 建築住宅課・内線528



第1回木造住宅の耐震セミナー・相談会

日時 4月18日(土)午前10時～正午

場所 市役所分館1階大会議室

内容 木造住宅耐震セミナー、木造住宅耐震診断・耐震改修工事の助成制度説明、木造住宅耐震相談会

対象・定員 市内在住の方、先着20人(要申込) **費用** 無料

☎・☎ 4月15日(水)までに建築住宅課・内線528



被災住宅修繕支援事業補助制度

令和元年台風15号・19号および10月25日の大雨で被災した住宅に対し、修繕支援を行います。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

補助額 対象工事費用の20%(上限50万円)

対象 自らが居住する住宅で、令和元年台風15号・19号および10月25日の大雨の被害により、り災証明書で「一部損壊」以上が認められた次の全てに該当するもの。①市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されている②住宅を現に所有している③修繕部分について他の公的補助を受けていない④12月25日(金)までに実績報告書を提出できる

※り災証明書の申請は市民安全課です。申請から取得まで1カ月程度かかりますのでご注意ください。

受付期限 7月31日(金)まで

☎・☎ 建築住宅課・内線528



若い世代の住宅取得補助制度の変更

◎令和元(平成31)年度制度

3月31日までに住宅を取得し、5月31日(日)または住宅取得日から原則1年以内の早い日までの申請受付に限り、補助額最大17万円の令和元年度制度の対象となります。

◎令和2年度制度

4月1日以降に住宅を取得し、補助要件①・②(下表参照)のいずれかまたはその両方に該当する方は、6月1日(月)から申請を受け付けます。補助額は最大15万円です。

※詳しくは市ホームページまたはお問い合わせください。

☎ 建築住宅課・内線601

補助要件	補助金額
①市内東側での住宅取得	10万円
②取得者またはその配偶者が市外からの転入者	5万円



住宅リフォーム補助

居住する個人住宅(所有権登記済み)のリフォーム工事を、市内登録事業者などで行い定住する方に工事費用の一部を補助します。補助額など詳しくは市ホームページをご覧ください。

※リフォーム工事の契約締結前(工事施工の実施前)の申請が必須

受付期間 4月6日(月)～令和3年1月29日(金)

対象 税込み20万円以上のリフォーム工事(最大50万円の補助)

☎ 建築住宅課・内線601



空き家バンク、マイホーム借上げ制度

「空き家バンク」は、市内の空き家などの有効活用を目的に、空き家などを貸したい・売りたい所有者の物件を登録し、空き家を利用したい方へ広く情報を伝え双方を結びつける制度です。

「マイホーム借上げ制度」は、空き家などの住宅をお持ちの50歳以上の方を対象とした(-社)移住・住みかえ支援機構「JTI」が実施する、空室時も家賃保証のある制度です。住宅をJTIが借り上げて希望者に転貸することで有効活用できます。

詳しくはお問い合わせください。

☎ 建築住宅課・内線601、マイホーム借上げ制度のみJTI ☎03-5211-0757



マンション問題個別相談会

日時 4月11日(土)午前9時30分～午後3時(1組1時間)

場所 市役所西別館4階会議室

内容 マンション管理士によるマンションに関わる諸問題の相談

対象 市内マンションの管理組合・管理者・居住者など

定員 先着8組(要申込) **費用** 無料

☎・☎ 4月6日(月)までに建築住宅課・内線601